

原子力施設等におけるトピックス
(令和3年1月4日～1月10日)

令和3年1月13日
原子力規制庁

○令和3年1月4日～1月10日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和3年1月4日～1月10日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
1月10日	関西電力株式会社	美浜発電所	美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について	・LCO逸脱 10日 21:20 (保安規定第85条) ・LCO復帰 11日 1:40

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし

緊急情報 24時間以内に緊急情報はありません。 緊急時ホームページ/メール登録

情報提供 3日以内に情報提供はありません。 緊急時ホームページ/メール登録

現在位置 ホーム 法令・基準 原子力施設別規制法令及び通達に係る文書 原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書 関西電力株式会社 美浜発電所 関西電力(株)から美浜発電所3号機における運転上の制限の逸脱に係る報告を受理

関西電力(株)から美浜発電所3号機における運転上の制限の逸脱に係る報告を受理

令和3年01月12日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和3年1月10日に関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、美浜発電所3号機の使用済燃料ピットの監視機能に係る運転上の制限(注)の逸脱について報告を受けました。

その後、同年1月11日に関西電力から当該運転上の制限の逸脱の復帰について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

関係資料

- [美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について【PDF：327KB】](#)
- [美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について【PDF：56KB】](#)

関係ページ

[関西電力株式会社 美浜発電所 規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ
安全規制管理官(実用炉監視担当)：武山 松次
担当：実用炉監視部門 高須、小野
電話(直通)：03-5114-2262
電話(代表)：03-3581-3352

- 原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書
- ▶ [北海道電力株式会社 泊発電所](#)
- ▶ [電源開発株式会社 大間原子力発電所](#)
- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社 東通原子力発電所](#)
- ▶ [東北電力株式会社 東通原子力発電所](#)
- ▶ [東北電力株式会社 女川原子力発電所](#)
- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所](#)
- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所](#)
- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所](#)
- ▶ [日本原子力発電株式会社 東海第二発電所](#)
- ▶ [日本原子力発電株式会社 東海発電所](#)
- ▶ [中部電力株式会社 浜岡原子力発電所](#)
- ▶ [北陸電力株式会社 志賀原子力発電所](#)
- ▶ [日本原子力発電株式会社 敦賀発電所](#)

(原子力規制委員会HP掲載)

美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について

2021年1月10日

関西電力株式会社

美浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力82万6千キロワット、定格熱出力244万キロワット）は、第25回定期検査中のところ、本日21時15分頃に運転員が使用済燃料ピットエリア監視カメラ^{※1}の画像が写らないことを確認しました。このため、同日21時20分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態にあると判断しました。

使用済燃料ピットには水位計や温度計を設置しており、中央制御室で異常がないことを確認しています。

本件による環境への放射能の影響はありません。

なお、原因について現在、調査を行っています。

※1：使用済燃料ピット水の状態を監視するためのカメラ。

※2：保安規定第85条において、使用済燃料ピットエリア監視カメラは1個動作可能であることが求められている。

以上

（関西電力株式会社HP掲載）

美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

2021年1月11日

関西電力株式会社

美浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力82万6千キロワット、定格熱出力244万キロワット）は、第25回定期検査中のところ、10日21時15分頃に運転員が使用済燃料ピットエリア監視カメラ^{※1}の画像が写らないことを確認しました。このため、同日21時20分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態にあると判断しました。

使用済燃料ピットには水位計や温度計を設置しており、中央制御室で異常がないことを確認しています。

本件による環境への放射能の影響はありません。

なお、原因について現在、調査を行っています。

※1：使用済燃料ピット水の状態を監視するためのカメラ。

※2：保安規定第85条において、使用済燃料ピットエリア監視カメラは1個動作可能であることが求められている。

（2021年1月10日お知らせ済み）

その後、使用済燃料ピットエリア監視カメラ等の点検を行い、同軸LANコンバータ（信号変換装置）の再起動を行った結果、画像が正常に写ることを確認したため、本日1時40分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

以 上

（関西電力株式会社HP掲載）